

○たきぐち委員 それでは、都立明治公園の指定管理者の指定に関連して質疑を行いたいと思います。

我が会派では、都立公園を都市戦略の中核に位置づけるべきだとかねてから主張してまいりました。平成二十九年六月の都市公園法の改正によって、公園をより柔軟かつ多面的に活用できるようになりました。

都市と地域の魅力を創出するために、民間の発想とノウハウを取り入れることが有効であり、マーケットサウンディング調査の実施についても我が会派から提案をし、令和元年五月に、区部南部二十一公園を対象として、多面的な活用の推進に向けたマーケットサウンディング調査が実施をされました。

今回、明治公園の指定管理者の選定に当たって、パークPFI事業者に特命していることから、まずはパークPFI事業について確認をしたいと思います。明治公園にパークPFI制度を導入した経緯について伺います。

○佐々木公園緑地部長 委員のお話にございましたとおり、平成二十九年の都市公園法の改正により、民間活力による新たな都市公園の整備手法であるパークPFI制度が創設されました。

明治公園につきましては、交通利便性や周辺に多様な施設がある立地を生かし、イベント等を通じて人々が交流するにぎわいと交流のゾーンを設けることとしており、時代に即した多様なニーズに対応するため、民間ならではの新しい発想を取り入れることを整備計画において定めております。

この整備計画を踏まえ、公園の魅力や価値の向上を図るため、パークPFIを導入することといたしました。

○たきぐち委員 これまでも公園内にカフェなど民間店舗が設置され、公園の魅力や地域の活力向上などに寄与している事例が多くあります。

例えば南池袋公園なんですけれども、平成二十八年にリニューアルオープンいたしまして、芝生広場や遊具、カフェレストランなどが設置をされまして、夜はライトアップされるなど、かつての雰囲気、私も学生時代に何度もここを訪れていたんですけれども、そのときは全く異なる空間へと生まれ変わりました。私も同僚議員と四、五年前に訪れまして、公園の様子をうかがいながら打合せをした記憶が残っております。

この南池袋公園には、自宅でも学校や職場でもない第三の場所、サードスペースの理念が公園運営に導入されているということが特徴であります。平成二十八年九月に、小池知事から東京都公園審議会に諮問されて検討が始まりました都立公園の多面的な活用の推進方策に関する専門部会においても、多面的な活用を定義するキーワードとしてサードスペースがうたわれているところであります。

また、やはり五年ほど前に、平成三十年には、我が会派の環境・建設委員会のメンバーと都市整備委員会のメンバーで、大阪の天王寺公園を視察いたしました。大阪市の担当者から、民間活力を導入したパークマネジメント手法について、取組状況や成果などを伺ってまいりました。

私、このとき都市整備委員会の委員長を務めさせていただいておまして、中島都技監も同じ委員会で一緒させていただいたところでもありますけれども、天王寺公園で視察をした後に大阪城公園にも立ち寄ってまいりまして、インバウンドも含めて多くの方々でにぎわっている様子というものを確認させていただきました。

この天王寺公園、あるいは大阪城公園、いずれも指定管理者制度の活用でありますけれども、単に管理運営だけの委託ではなくて、公園のプロモーション活動や、にぎわい創出のイベントの企画、あるいは実施など、エリアの魅力向上に向けて様々な事業を展開されていることがとても印象的でありまして、参考になる取組を確認することができました。

今回の都の事業では、パークPFIと指定管理者を組み合わせる手法となっております。パークPFIと指定管理者を組み合わせることによって、より一層、公園の価値や地域の魅力の向上に貢献できるようにすべきと考えますが、見解を伺います。

○佐々木公園緑地部長 明治公園の特定公園施設の管理運営、すなわち指定管理業務をパークPFI事業者であるTokyo Legacy Parks株式会社に担わせることで、公募対象公園施設と一体となった質の高い維持管理と公園利用者の利便性の向上が図られます。

また、公募対象公園施設から得るパークPFI事業者の収益の一部は、特定公園施設の管理運営、すなわち指定管理業務に還元され、きめ細やかな樹木等の管理や長期的な視点に立ったにぎわいの創出など、公園の魅力向上に向けた取組の充実が図られます。

こうしたことから、明治公園の整備、管理運営事業において、パークPFI制度と指定管理者制度を組み合わせることは有効であると考えてございます。

○たきぐち委員 公募対象公園施設の収益の一部を公園の管理運営に還元するということではありますが、今のご答弁にあった取組も含めて、事業者が長期にわたって安定して明治公園の管理運営を継続するためには、公募対象公園施設がしっかりと収益を確保するということが重要であります。

事業者の収支計画について、パークPFI事業者の選定に当たって、どのようにチェックをしたのか伺います。

○佐々木公園緑地部長 事業者の選定に当たっては、財務会計の専門家を含む外部有識者により構成される事業者選定委員会を設置し、収支計画の実現可能性、事業継続性などについても審査をいたしました。

○たきぐち委員 収支計画について、専門家の目で実現可能性や事業継続性などを確認したということでありませ

す。次に、パークPFI制度のもう一つの特徴である財政負担の軽減について確認をしておきたいと思

います。パークPFI制度を活用して明治公園を整備し、管理運営を行うことの財政的なメリットについて伺

○佐々木公園緑地部長 整備につきましては、都が負担する特定公園施設の整備費五億七千二百万円に事業者が四億五千二百万円を上乗せすることにより、充実が図られております。

管理運営につきましては、指定管理、すなわち特定公園施設の管理運営におきまして、公募対象公園施設の収益の一部が還元されることとなっており、管理の一層の充実が図られます。

具体的には、事業者から提出された事業計画書によりますと、令和六年度の場合、都が支出する指定管理費二千三百万円に加え、事業者の収益からの還元額四千三百万円が公園の管理運営に充てられることになっております。

○たきぐち委員 特定公園施設の整備費において、都の整備費に加えて事業者が負担をするということでありませ

す。加えて、運営面においても、公募対象公園施設の収益などから還元されるということで、指定管理料と合わせて、毎年六千万円強の管理運営費による充実した管理が見込めるということになります。都として、しっかりと収益からの還元額が管理運営費に充てられていくようにチェックをしていっていただきたいと思

います。先ほど述べました天王寺公園でも、大阪市直営のときには財政負担となっていた年間管理費約三千七百万円が七百万円まで削減されたということに加えて、事業者から公園使用料として年間三千二百万円の収入に転換されたというお話も伺ったところであります。

こうした財政面でのメリットだけではなくて、公園としての魅力向上を図ることで、都民をはじめとする利用者に還元される取組が重要であるということはいまでもありません。

事業者からは指定管理の提案として、公園の魅力向上と利用促進を図るため、DXを活用したPR、モニタリ

ングが挙げられているところであります。民間の発想やノウハウの活用という観点では、DX化を進めることによ

って、公園の管理運営における業務の効率化や質の向上、さらには利用者情報の蓄積や分析などによるさらな

る満足度向上に向けた取組を進めることが重要だと考えますが、具体的な取組について伺います。

○佐々木公園緑地部長 事業者の提案では、公園の魅力向上等を図るため、DXを活用するとしております。

例えば、園内のイベント実施日に、SNS上の利用者コメントをリアルタイムで分析し、即時に現場運営に生かすほか、スマートポールを活用し、来園者の属性などの分析を行うことで、利用者満足度の向上につなげるなど、データに基づいた公園運営を推進するとしております。

○たきぐち委員 ご答弁がありましたとおり、指定管理者のノウハウを生かして、デジタル技術を活用した新しい公園管理の取組が予定されているということでもありますので、期待をしたいというふうに思います。

一方、指定管理者の選定委員会の議事要旨に、今回の指定管理者候補は、公園管理者であるとともに、パークPFI事業の公募対象公園施設の運営者でもあるが、二つの立場の間で利害等が相反する場合は前者としての立場を優先するべきであるとの記述がありますが、ここでいう利害等の相反というのはどういったことが想定されるのか伺います。

○佐々木公園緑地部長 利害等の相反の例でございますが、例えば、地元商店街と連携した臨時店舗の出店を含む自主事業イベントを実施したい指定管理者の立場と、公募対象公園施設における販売を促進したいパークPFI事業者の立場、この二者の間で利害が相反するケースなどが考えられます。

○たきぐち委員 公募対象公園施設における販売促進により、収益をしっかりと確保したいというパークPFI事業者の立場も理解できますが、指定管理者の自主事業イベントなどで集客が増加すれば、公園の認知度向上やリピーターとしての利用者増に結びつき、相乗効果を生むことで、よりにぎわいのある公園になっていくものと理解をしております。

Tokyo Legacy Parksが公園管理者としての立場を優先することは、選定委員会での意見のとおり当然でありまして、都としてもしっかりと注視していただきたいと思っております。

最後に、先日の我が会派の代表質問で、新たなまちづくりの方針として、グリーンインフラの導入を提案いたしました。知事からも早急に議論を深めていくという答弁がありました。

グリーンインフラというのは、治水やヒートアイランド機能をコンクリートでできた貯水池や下水施設などのいわゆるグレーインフラだけに頼るのではなく、植栽などの雨水浸透性を最大限に高めることなどの対策に求めようという考え方でありまして、アメリカのニューヨークではグリーンインフラ計画を策定し、雨水の地表面の流出を削減する数値目標を定めて取り組んでいるところです。

代表質問でも申し上げましたけれども、グリーンインフラというのは、災害対策、豪雨対策の予算を効果的に活用して緑を増やしていく取組ともいい換えることができます。

明治公園におけるこうしたグリーンインフラの導入など、都としての考え方を事業者に示していくべきと考えますが、見解を伺います。

○佐々木公園緑地部長 明治公園は、周辺緑地とつながる多様性に富んだ緑の拠点をコンセプトの一つに掲げております。

これを踏まえ、誇りの杜を中心に、人の手による管理と自然の生育を組み合わせ、生態系に配慮したサステナブルな森づくりを行うことが予定されております。

このような取組は、生物多様性や雨水浸透機能の確保、ヒートアイランド対策などに寄与し、グリーンインフラ機能を果たすことにつながります。こうした考え方を事業者ともしっかり共有し、明治公園の整備、管理運営に取り組んでまいります。

○たきぐち委員 生物多様性や雨水浸透機能の確保などのグリーンインフラ機能の考え方を共有していくということでありました。今後、都市づくりの戦略にどのような横串を刺して、このグリーンインフラを推進していくべきなのかということについては、また今後、各局と理解を深めながら進めていきたいというふうに考えているところです。

冒頭にも申し上げましたけれども、公園や緑を都市づくりの中核に据えるべきだということは、我が会派として一貫して述べさせていただいているところでありますので、建設局の皆様にも戦略的に取り組んでいただくことを求めまして、質疑を終わります。